

いくつになつても
1キイキと暮らしたいものです



考えていることがあるんだ
こう見えてけっこう



この一票、私にできる、意思表示



自分も、「この社会を
支えているって信じたい



母になつてはじめて
子育ての大変さを知った



明るい選挙のイメージ
キャラクター
「選挙のめいすいくん」

投票日

7月10日 日

鳥取県及び島根県参議院
合同選挙区選挙管理委員会



島根県明るい選挙推進
シンボルキャラクター
「ホープくん」

第24回 参議院議員通常選挙

投票日

7月10日(日)

受付時間 午前7時から

(投票の終了時間は、お住まいの市町村)
(選挙管理委員会におたずねください。)

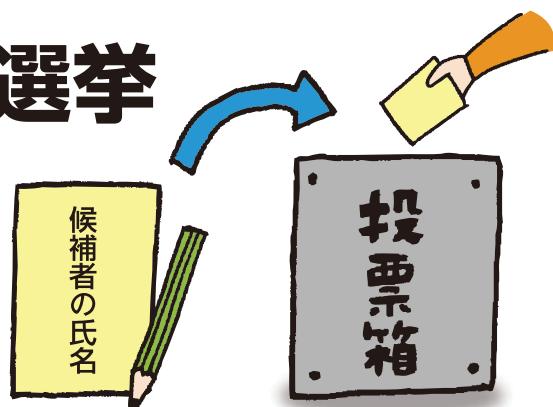
参議院では3年ごとに総定数242人の半数が改選されます。改選は全国の区域を単位として政党等又は候補者の総得票数に応じて議席を割り当てる比例代表選挙(改選数48人)と、全国に設けられた45の選挙区を単位として代表者を選ぶ選挙区選挙(改選数73人)という2つの選挙により行われます。



投票は2種類です

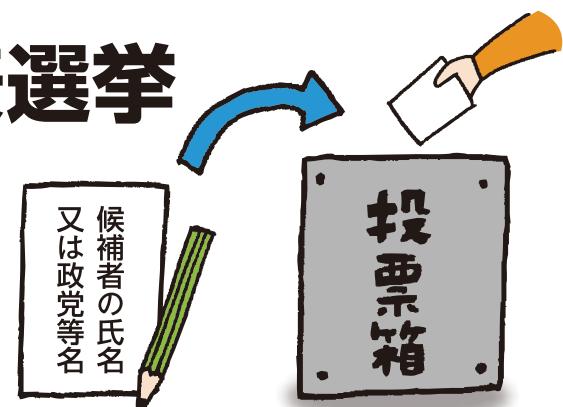
選挙区選挙

候補者の氏名を
書いてください。



比例代表選挙

候補者の氏名 又は
政党等名を
書いてください。



選挙当日、投票に行けない人は?

期日前投票制度

投票日に仕事や旅行、冠婚葬祭などの用事で投票所に行けない方は、選挙人名簿に登録されている市町村選挙管理委員会の期日前投票所で投票日前でも投票することができます。



期日前投票ができる期間と時間

平成28年 6月23日(木)~7月9日(土)

受付時間／午前8:30~午後8:00 (土曜日・日曜日も受け付けています。)
※一部の期日前投票所では投票できる期間や時間が異なる場合があります。

仕事を
休まなくても
大丈夫。

不在者投票制度

次の方は不在者投票ができます。



●仕事や旅行などで、選挙期間中、選挙人名簿登録地以外の市町村に滞在している方(事前に手続が必要です。)



●不在者投票ができる施設として指定を受けている病院や老人ホームに入院 又は入所している方(病院長や老人ホームの長に申し出てください。)

●身体障害者手帳 又は戦傷病者手帳をお持ちで法令で定める重度の障がいがある方、介護保険の被保険者証に要介護5の記載がある方(郵便などによる不在者投票ができます。)

選挙制度が変わりました

年齢が18歳と19歳の方も、 投票できるようになりました。

18歳以上20歳未満の方も選挙に参加できることとする公職選挙法の一部を改正する法律が施行されました。

引越し後間もない方も、 投票できるようになりました。

転出前の旧住所地では住民基本台帳に3ヶ月以上記録されていたが選挙人名簿には登録されていなかった方で、転出後の新住所地でも住民基本台帳に3ヶ月以上記録されておらず選挙人名簿に未登録の方は、転出後4ヶ月間は旧住所地で選挙人名簿に登録され、上記の期日前投票や不在者投票も行えるようになりました。



これまでの鳥取県選挙区と 島根県選挙区が、一つの選挙区に なりました。

参議院選挙区選挙において、鳥取県選挙区と島根県選挙区を一つにし、鳥取県及び島根県選挙区とする公職選挙法の一部を改正する法律が施行されました。



※参議院議員通常選挙では、3年ごとに定数の半数ずつが改選されますので、今回の選挙では鳥取県及び島根県選挙区から1名を選出します。